警戒区域内償却資産の代替償却資産に対する固定資産税の特例措置

1 概要

警戒区域内償却資産の所有者が、当該償却資産に代わる償却資産を警戒区域が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に、一定の被災地域内において取得した場合においては、その後4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする。

2 趣旨

東日本大震災よる原子力発電所の事故については、半径20キロメートル圏内を警戒区域に 設定して、立入りを制限するなど、生活や事業活動が困難な状況となっている。

そのため、原子力発電所の事故による避難者については、警戒区域内の住地以外へ生活や事業活動を移せざるを得ない状況が予想され、別な地域での生活再建や事業活動の展開を図ることが考えられる。避難者や事業所に対する支援として、別な地域で事業再開のため代替資産として償却資産を取得した場合に、代替償却資産の取得に特例を設けるものである。なお、特例が適用されるのは、災害救助法の対象区域とされ、被災地域での事業の後押しを図るものである。

3 特例対象償却資産

- (1) 平成23年3月11日(警戒区域設定指示が行われた日)から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する間に、一定の被災地域内において取得した償却資産で警戒区域内償却資産に代わるものとして市長が認めるものであること。
 - 一定の被災地域については、災害救助法の適用を受けた市町村の区域となる。ただし、東京都の区域は除くこととする。なお、県内においては、古河市、結城市、守谷市、坂東市、八千代町、五霞町、境町を除く37市町村が適用となる。
- (2) 代替償却資産の取得については、警戒区域内償却資産と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。

4 特例対象者

- (1) 平成23年3月11日(警戒区域設定指示が行われた日)における所有者 (当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)
- (2) 警戒区域内償却資産が所有権留保付売買で売主及び買主の共有物とみなされた場合の買主
- (3) (1)(2)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (4) (1)(2)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

5 書類の提出

- (1)警戒区域内償却資産の所有者の氏名、名称、住所、本店、主な事務所の所在地、当該警戒 区域内償却資産の所在地を記載した書類
 - → 東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域内償却資産の代替償却資産

に対する固定資産税の特例適用申告書

- (2) 警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約する書類
 - → 東日本大震災による原子力災害警戒区域内償却資産誓約書兼代替資産対照表
- (3) 警戒区域内償却資産が存したことを証する書類
 - → 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書等
- (4) 警戒区域内償却資産に代わるものとして特例の適用を受けようとする償却資産の詳細を明らかにする書類
 - → 仕様書、解説書
- (5) 相続人に該当する旨を証する書類 → 戸籍謄本 合併法人又は分割承継法人を確認する書類 → 登記事項証明書 所有権留保付売買に係る書類 → 売買契約書